

<<<新旧対照表>>>

○多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年12月18日条例第53号）の一部を改正する条例
 新旧対照表

部署名：総務課

新	旧
<p>○多治見市職員による公益通報に関する条例 平成18年12月18日条例第53号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）公益通報 市政の適法かつ公正な執行を期するため、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、職員により行われる、実施機関の事務事業に関し、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報又は公表をいう。 （2）通報対象事実 次に掲げる事実をいう。 ア 法令又は条例若しくは規則等に違反する事実 イ 市民の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（アに該当する事実を除く。） ウ ア及びイのほか不当な事実 （3）実施機関 議会並びに市長（地方公営企業の管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 （4）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員 _____ _____ _____をいう。</p>	<p>○多治見市職員による公益通報に関する条例 平成18年12月18日条例第53号 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）公益通報 市政の適法かつ公正な執行を期するため、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、職員により行われる、実施機関の事務事業に関し、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報又は公表をいう。 （2）通報対象事実 次に掲げる事実をいう。 ア 法令又は条例若しくは規則等に違反する事実 イ 市民の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（アに該当する事実を除く。） ウ ア及びイのほか不当な事実 （3）実施機関 議会並びに市長（地方公営企業の管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 （4）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員 <u>並びに同法第3条第3項第3号及び第3号の2に掲げる特別職に属する本市の職員</u>をいう。</p>
<p>摘要</p>	<p>改正理由</p>